

令和2年度 三豊市立曾保小学校いじめ防止基本方針

三豊市立曾保小学校
校長 高木 恵三

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

しかし、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得ることから、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組みます。

第1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

1 いじめの未然防止

児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや学校づくりに努めます。

また、全校児童がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

2 いじめの早期発見

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化を見逃さないよう努めるとともに、いじめではないかとの疑いをもって、積極的にいじめを認知するように努めます。また、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有します。

3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに曾保小学校いじめ防止対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、組織的に対応します。情報共有を行った後は、関係児童や教職員から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守り通します。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導します。また、教職員は全員の共通理解の下その対応方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録し、保護者の協力を得て対応します。

4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努めます。

5 教職員の指導力の向上

すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行います。

第2 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「曾保小学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

1 役割

- (1) いじめの防止等の取組の年間計画を作成します。
- (2) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図ります。
- (3) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行います。
- (4) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行います。
- (5) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行います。
- (6) いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行います。
- (7) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行います。
- (8) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行います。
- (9) PDCA サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止対策の見直しを行います。

2 構成員

構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、担任とし、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。

第3 本校におけるいじめ防止等のための取組

1 いじめの未然防止

(1) 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動を推進します。そして、教師が子どもの成長を認め、あらゆる機会ではめる教育を行います。そして、子どもたちの自己肯定感を高めていきます。

① 自己有用感を育む取組

学校をよくするためにはどんな活動が必要か考え、チャレンジ目標として全校児童に呼びかけるなど、子どもたちの中に、新しいことにチャレンジする意欲を育てていきます。そして、そのチャレンジが認められ、ほめられることで自己有用感を育てていきます。

② 児童会活動の活性化

縦割り班活動での活動を実施し、異学年での活動を行うことで、年齢を超えた交流が生まれ、上級生は下級生に対して面倒を見ることの大切さを学ぶとともに、下級生からの感謝等を通じて自分に自信が付き自己肯定感を育てていきます。

③ コミュニケーションタイムでの活動

朝のわくわくタイムでのコミュニケーションタイムにおける、ペアでの対話活動、発表し、感想を話し合う発動などにより、人と関わろうとする力、さまざまな出来事や問題に対して対応して考える力、表現し合う力をつけていきます。

(2) 傍観者を生まない集団づくり

「いじめゼロ月間」等を捉えて、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

(3) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行います。

(4) 保護者や地域への働きかけ

いじめ防止に向けて、PTAや地域の人と連携しながら、いじめの防止の取組を推進します。そのために、入学時・各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明します。

2 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察

「子どもの活動するところに教師の姿あり」を合言葉に、すべての教職員が、児童が示す変化を見逃さず、些細な変化であっても見逃さないように努めます。

(2) 「生活ノート」等を活用したいじめの把握

児童がいじめを訴えやすい体制を整えるため、「生活ノート」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努めます。

(3) アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施します。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、組み合わせ実施します。家庭との連携を図り、機会があるごとに家庭での気付きとのすり合わせを行います。

(4) 教育相談体制の整備

児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施します。

3 いじめに対する対応

(1) いじめを認知したときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・ いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報担当に集約していきます。
- ・ いじめ防止対策委員会において、緊急性等を確認しながら、組織のメンバーでいじめか否か判断します。
- ・ いじめと判断したときはすみやかに教育委員会に報告するとともに、いじめに対する措置を取ります。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認します。
- ・ 事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行います。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応します。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝えます。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得ます。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行います。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応を行います。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行います。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚するよう指導します。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行います。
- ・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導による効果を十分に上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処します。

(4) 学級全体への指導

- ・ 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導します。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導します。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努めます。

4 重大事態への対処

(1) 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会への報告を行います。

(2) 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「曾保小学校いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

5 教職員の指導力の向上

- 「かがやく笑顔をとりもどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図ります。
- 学校内で「いじめにつながる言葉」を使わないようにするなど、誰もが安心して過ごせる学校を作るために教職員が一丸となって取り組んでいきます。
- 学校全体を巻き込む危機に陥った時、学校いじめ防止方針に基づいた対応をとれていたのかが必ず問われます。いじめ防止対策基本法、香川県いじめ防止基本方針は児童を守るためであり、学校を守るためであることを念頭において取り組んでいきます。いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図ります。
- 何かことが起こってからではなく、日常的にあいさつなどをして顔をつなぐなど関係機関との連携を図るようにします。

第4 いじめ防止に向けた年間計画

月	活動内容	備考
4	「いじめ防止基本方針」の見直し 「いじめ防止基本方針」を児童・保護者、関係機関等へ説明 家庭訪問 第1回いじめ実態アンケート	
5	「なかよしめあて」の作成及び児童会活動方針の決定 なかよし人権集会	
6	第2回いじめ実態アンケート	
7	1学期末学校評価アンケート	
8		
9	第3回いじめ実態アンケート	
10	いじめ防止啓発月間	
11	第4回いじめ実態アンケート	
12	人権標語の作成	
1	なかよし人権集会 第5回いじめ実態アンケート	
2		
3	第6回いじめ実態アンケート	
年間を通じて	朝のあいさつ運動 いじめ防止対策委員会 縦割り班清掃 保護者との連携（首保小だより、学級だより） スクールカウンセラーと連携した児童対応 いじめ防止対策委員会	

第5 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。